

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和4年3月号 vol.89



今年もJリーグが開幕しました。一年前の通信を振り返ったら、「コロナが終息し、今年は久しぶりに信州に帰省し、聖地アルウィンで仲間と応援したいです」と書いていました。希望は叶うことなく、丸一年が経ってしまいました。

そして、私の愛する松本山雅は、J1から陥落、J2から陥落、今年は初のJ3での開幕を迎えることになりました。今年こそアルウィンに駆け付け、熱い声援を送りたいものです。

## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



今年も確定申告の時期がやって来ました。オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年分の確定申告も実質、4月15日に延長されることになっています。

### ”所得税等の確定申告は4月15日まで簡易な方法で期限延長できます”

今年も確定申告期限が実質、4月15日に延長されることにはなりましたが、昨年・一昨年と大きく違うのは、一律の期限延長ではなく、個別指定による期限延長という点です。したがって、納税者ごとに所定の手続きをとらなければ、期限延長は認められません。

ただ、この手続きが本来の「申請書の提出」が不要で、簡易な方法が認められています。以下、期限延長にかかる注意点です。

○紙による提出の場合は、申告書余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載すること。e-Taxによる電子申告であれば、送信画面の特記事項欄にその旨を入力すること。

○納付期限は、申告書を提出した日になるので、申告・納付が可能となった時点で提出すること。

○4月16日以降も新型コロナウイルス感染症の影響が続き、申告等ができなかった場合は、申告等ができるようになった日から2カ月以内に「延長申請書」を所轄の税務署に提出すること。

この簡易な方法による場合、税務署から特に延長理由を聞かれることもなく延長は可能なようです。

また、令和4年1月以降に法定期限を迎える他の税目の申告、青色申告の承認申請など各種手続きも対象になります。

## 「今月の本の紹介」

「心のととのえるスヌーピー

悩みが消えていく禅の言葉」

(監修 榎野 俊明 ・ 光文社)

プレゼントにいただいた本なのですが、今の不安な世の中で必要とされる心の持ち方のヒントが詰まった一冊です。

スヌーピーとその仲間たちの弦きにクスッと笑いながら、同時に禅の世界を味わうことができます。

不安ばかりで心乱されることなく、今の自分にできることに集中し、嵐が過ぎ去るのを待つしかないのかなと思います。社会の大きな変化で心が風邪気味の方にお薦めです。

## 「気まぐれ簡単レシピ」

<鶏とアボガドのビタミン鍋>

・鶏ひき肉 150g、卵 1個、小麦粉 大3、塩 小1/6(A)

・ブロッコリー 100g →小房に分ける

・アボガド 1/2コ →皮をむいて6~8等分に切る

・みりん 大さじ2、薄口しょうゆ 大さじ2、水 3カップ(B)

①(A)をボウルに入れ、2分くらいよく練り混ぜる。

②鍋に(B)を入れて中火にかけ、煮立ったら①の種をにぎり、一口大にスプーンでとり、落とし入れて中火で煮立て弱火で5~6分煮る。

③途中でアクをとり、ブロッコリー、アボガドを加えて2~3分煮る。

④取り分けて、すりおろしたショウガを添える。

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所